

議第 3 3 号

呉市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
呉市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

呉市旅館業法施行条例（平成 2 4 年呉市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(清純な施設環境が保持されるべき施設) 第 4 条 法第 3 条第 3 項第 3 号の条例で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 2 9 条の規定により博物館に相当する施設として <u>文部科学大臣が指定した施設</u> (3) ～(6) 略 2 略	(清純な施設環境が保持されるべき施設) 第 4 条 法第 3 条第 3 項第 3 号の条例で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 3 1 条第 1 項の規定により博物館に相当する施設として <u>指定された施設</u> (3) ～(6) 略 2 略

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

博物館法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。